

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による特定地域づくり事業協同組合の認定について

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）第三条第一項の規定によって、特定地域づくり事業協同組合の認定をした。

令和5年3月31日

名称	東広島市特定地域づくり事業協同組合
住所	広島県東広島市河内町上河内145番地1
代表者の氏名	久保中 大貴
事務所の名称	東広島市特定地域づくり事業協同組合事務所
事務所の所在地	広島県東広島市河内町上河内145番地1
地区	広島県東広島市豊栄町・福富町・河内町
事業	(1) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業 (2) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 (3) 組合員の福利厚生に関する事業 (4) 前各号の事業に附帯する事業
有効期間の満了の日	令和15年3月30日